

くみあいニュース

第21号

◆ ご挨拶

新春の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

事業は概ね順調に進んでおり、昨年の12月17日には四郷駅前から北に向かう幅員14mの道路も通行できるようになりました。北工区の道路の舗装も組合施工分は完了し土木工事もかなり完成に近づいてきましたが、来年度前半の工事竣工迄事故の無いよう引き続き安全管理を徹底して進めていきます。

建築工事の方もマンション2期工事、斎藤病院の外構工事、戸建住宅建築工事など順調に進んでおり、3か月に1度撮影している空撮写真を見るたびに街が益々成熟していく姿を実感することができ、そのスピードの速さに毎回驚きを感じています。

ただ、組合解散に向けてやるべきことはまだまだたくさんあるので、今後も役員一同気を引き締めて事業に取り組んでいきます。

今年も皆様にとって良い1年であることをお祈りして新年のご挨拶とさせていただきます。引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。

理事長 梅村 利幸

◆ 街づくり区画整理協会の功労賞を受賞しました

当組合の元理事の今井芳男氏、理事の加藤千尋氏、副理事長の杉浦克彦氏が、街づくり区画整理協会の令和2年度功労賞を受賞し、令和2年11月13日に表彰を受けました。神戸で表彰式が行われたこともあり当日は杉浦副理事長のみの出席となりましたが、これまでの事業への貢献が評価されての受賞となり、大変光栄なことであります。

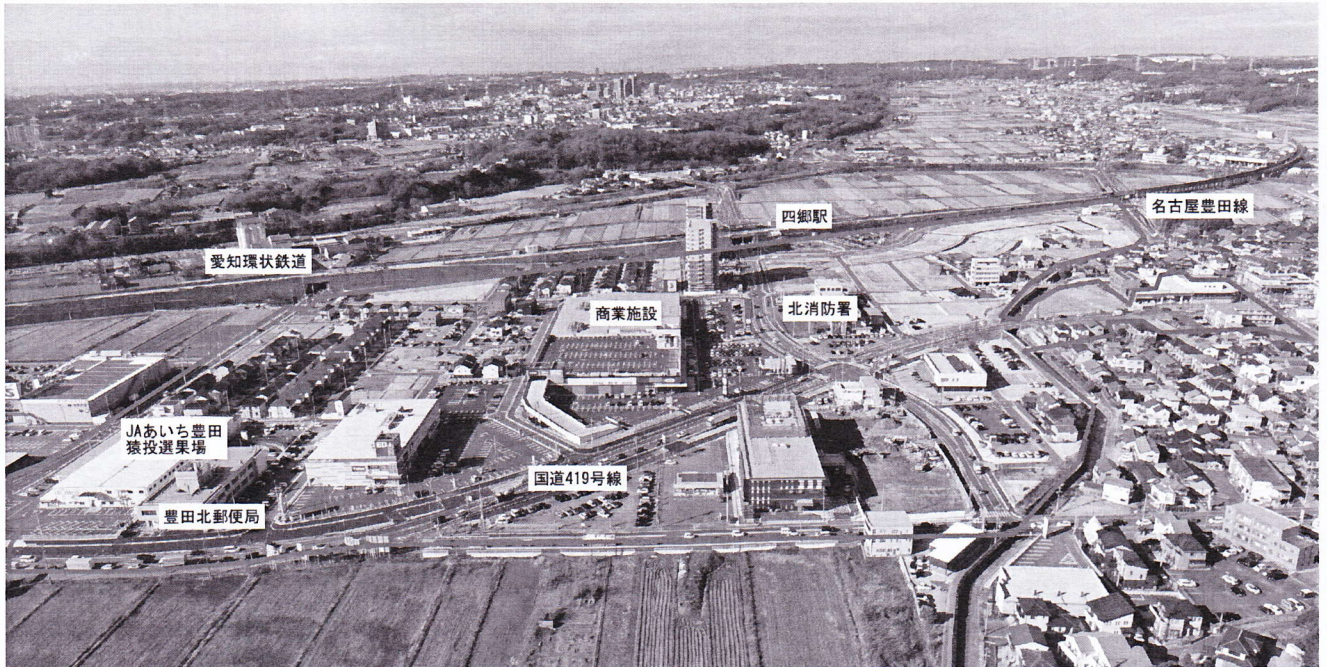
来年度も多くの方が受賞されるよう引き続き事業の推進に励んでいきたいと思っております。



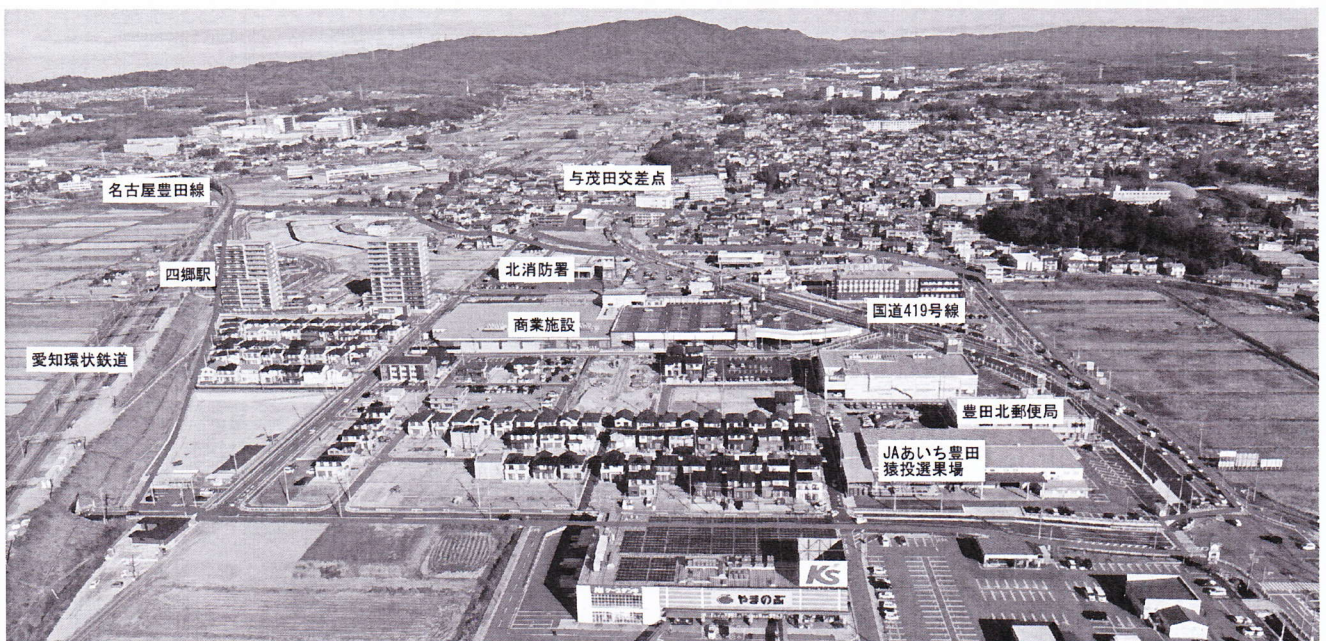
表彰を受けた杉浦副理事長(右)。
贈呈者(左)は街づくり区画整理協会副会長の杉浦弘高市議(当組合理事)

◆ 最新の地区の空撮写真

令和2年12月21日に撮影したものです。3か月前と比較すると北工区の土木工事や斎藤病院の既存建物の解体工事がかなり進んでいることがわかります。四郷駅前のマンション二期工事や戸建住宅の建築も着々と進んでいます。



東側から地区全体を撮影



南側から地区全体を撮影

◆ 現在の工事の状況

① 区画道路6-10号路盤工事



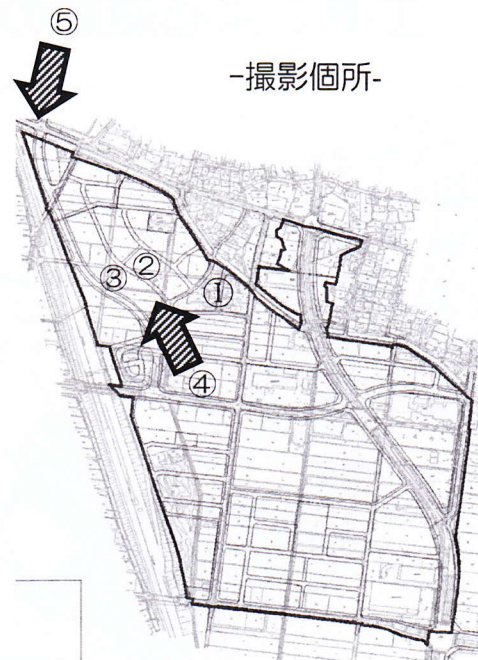
② 6-2街区 整地状況



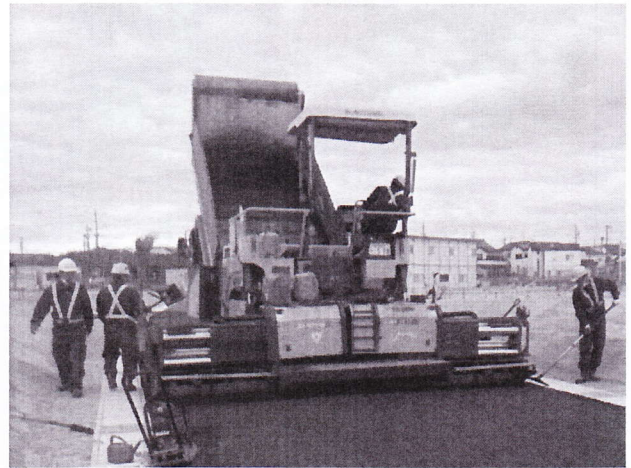
④ 組合事務所周辺 工事状況



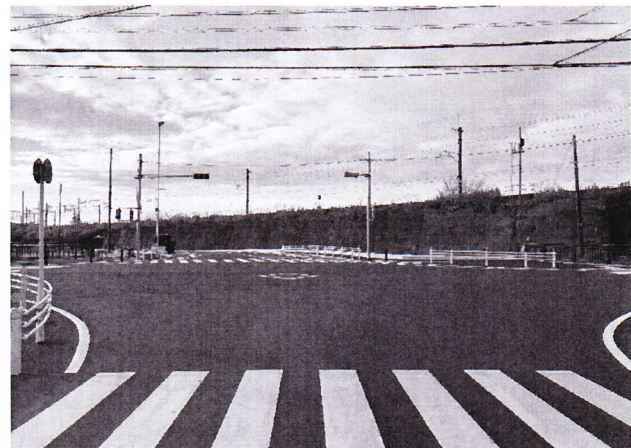
組合事務所周辺の整地工事や道路工事などもかなり進んでいます。



③ 区画道路6-7号線 舗装状況



⑤ 区画道路14-1号線



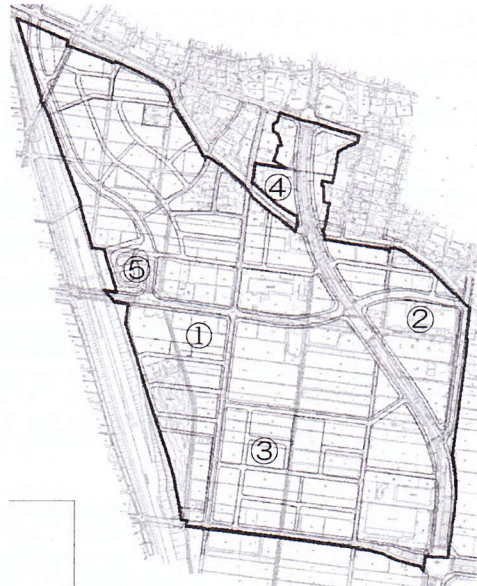
四郷駅前から内浜化成方面に向かう道路は昨年12月17日に開通しました。

◆ 地区内の建築工事等について

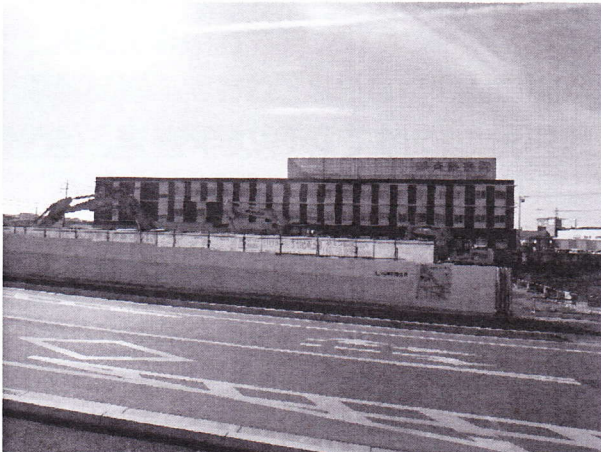
① 四郷駅前マンション



3月から入居が始まる二期マンションも足場が取れて姿を見せ始めました。



② 斎藤病院



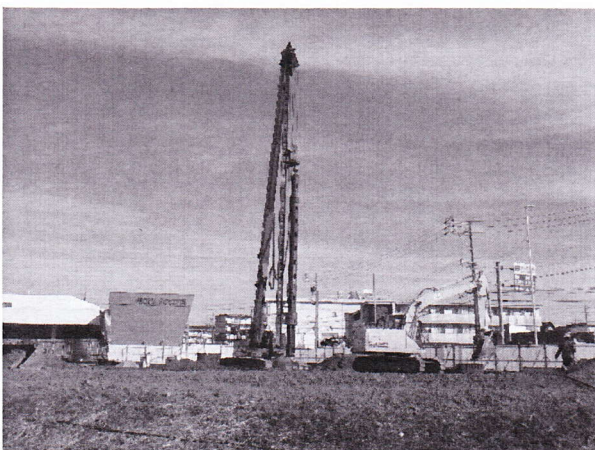
斎藤病院は昨年9月23日にオープンし、その後は既存建物の解体と駐車場の整備が行われています。

③ 30-1街区戸建住宅



南側の街区は戸建住宅の建築が継続して行われています。

④ 愛知トヨタ 既存建物解体工事



11月の新店舗オープン後、既存店舗等の解体工事が行われていました。

⑤ 四郷駅前イルミネーション



毎年駅前のイルミネーションは道行く人の心を和ませてくれます。

◆ 今後の主な予定

今年度末から来年度にかけては毎年行っている業務に加えて令和4年夏頃に予定している換地処分に向けて様々な協議が予定されています。総代会も通常行っている予算、決算の総代会に加えて、最終事業計画変更と換地計画の総代会も予定しています。

令和3年 1月	第18回総代会（評価員の交替他）	※
令和3年 2月	評価委員会（清算金単価他）	※
令和3年 3月	第19回総代会（令和3年度予算）、（清算金単価他）	※
令和3年 3月	工事、測量調査設計、事務局業務完了検査	
令和3年 春頃	宅地、公共用地の面積確定	※
令和3年 夏頃	公共用地編入変更協議	※
令和3年 6月	監査	
令和3年 7月	第20回総代会（決算他）	
令和3年 秋頃	最終事業計画変更事前協議、換地計画事前協議	※
令和3年 秋頃	第21回総代会（最終事業計画）	※
令和3年 秋頃	最終事業計画認可 換地計画事前協議回答	※
令和3年 冬頃	第22回総代会（換地計画）	※
令和4年 冬頃	換地計画縦覧	※
令和4年 3月	第23回総代会（予算他）	

※印は換地処分に向けて必要な手続き、会議等

◎上記は現在目標としている予定です。今後変更になる可能性もあります。

◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に移動が生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- ・地区内土地および建物の権利の移動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- ・住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）

令和 3年 1月 8日 第21号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）